

確定申告相談指導 持参物チェックシート

チェック ☑	区分	提出	名 称	内 容
	決算		通 帳 ・ 借 入 金 残 高	日々の実際有高と帳簿残高の金額を合わせて下さい。
			月 別 総 括 集 計 表 合 計 残 高 試 算 表	月間、年間合計は必ず記入して下さい。
			令 和 5 年 末 棚 卸 明 細	年末に商品等の在庫がある方は棚卸しを行い、期末在庫の明細書を作成のうえ、金額を合計して下さい。
		●	令 和 6 年 分 の 決 算 書	控用決算書に月別の売上、必要経費の科目ごとの合計額をご記入下さい。 注意：前年e-Tax で送信した方、送付不要とされた方には届きません。
	所得 税の 確定 申告	●	令 和 6 年 分 の 確 定 申 告 書	分かる箇所を記入して下さい。 注意：前年e-Tax で送信した方、送付不要とされた方には届きません。
			確定申告のお知らせハガキ又は納付書同封お知らせ通知書	令和6年1月下旬に送付された場合は、忘れずにご持参ください。 ※税務署から送付された書類は全てお持ちください。
			源泉徴収票（公的年金など含む）	令和6年1月末頃までに支払い元の事業者、日本年金機構、生命保険会社等から送付。公的年金は改定や振込通知書との取り違えにご注意下さい。
		●	医療費の明細書又は通知書	領収書から明細書を作成し添付します。「医療を受けた方の氏名」、「病院、薬局などの支払先の名称」毎に合計して記入できます。
			国民健康保険の通知ハガキ	令和6年1月末頃に非役所より送付されます。令和5年中に支払額が不明の場合には、事前に市役所へお問い合わせをお願いします。
		●	国民年金（年金基金） 保 険 料 控 除 証 明 書	令和5年11月上旬に日本年金機構より送付されます。添付が必須なので、ハガキが見当たらない場合には日本年金機構へご請求ください。
		●	小規模企業共済支払証明書	中小企業基盤整備機構より令和5年12月初旬にハガキが送付されます。
		●	生命・地震保険料控除証明書	保険会社より送付されます。
			配偶者の所得確認書類の写し	配偶者（特別）控除の適用にあたり、所得が分かる書類をご持参ください。
		●	そ の 他 必 要 な 物 (証 明 書 な ど)	寄附金控除証明書 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書など
	消費 税の 確定 申告 でも 必要	署名	マイナンバーカード	e-Taxで申告をする方 注意：電子証明書の有効期限（5年間）をご確認ください。
				マイナンバーの暗証番号・パスワードを控えた用紙
	納税		納付書（所得税・消費税）	振替納税をご利用でない場合に必要。事務局にあります。
			還 付 先 口 座	所得税・消費税が還付となる場合には、還付先の口座がわかるもの（屋号のない、申告者ご本人名義の口座に限ります）
	その他		令和3、4年分確定申告書・青色申告決算書（又は収支内訳書）	確定申告書（控）・決算書（控）
			決 算 ま で の 帳 簿 類	会計ソフトを使用している方は12月末までの入力データ（ノートパソコンの方は持参してください）
			車 両 な ど の 売 買 契 約 書	令和5年中に車など資産の購入、買換えがあった場合
			消費税の計算方法についての セ ル フ チ ェ ッ ク	2割特例が適用できるか、ご自身で確認試算してお持ちください。